

①水道用水供給事業の創設認可手続きの進捗状況について

- 1 企業局が水道用水供給事業を開始するには、国との事前協議を経て、認可申請を行い、水道法に基づく水道用水供給事業の創設認可を得る必要があることから、必要な手続きを進めている。
- 2 令和7年2月に、国が様式を定める「概要書」を企業局から提出し、事前協議を行っているところである。
- 3 事前協議の完了後、申請書の内容について国への確認を進め、令和7年12月頃に事業認可申請書を国に提出する予定である。